

市からのお知らせ ①

台風15号に伴う対応について（12月15日以降）

暮らしのサポート

■『牧之原市ささえあいセンター』を開設しました

被災された方々が、それぞれの環境の中で安心して日常生活を営むことができるよう、日常生活上の相談や孤立防止のための支援を行うとともに、関係機関へつなぐなどの支援を行う「牧之原市ささえあいセンター」を令和7年12月15日に開設しました。

対象世帯：原則として、応急仮設住宅に入居した方・半壊以上の被害を受け在宅で生活続ける方 など

事業概要：生活支援相談員による継続的な訪問や相談対応・関係機関へのつなぎの実施
被災者支援制度等の各種情報提供／地域活動や交流促進等の支援

開設場所：牧之原市社会福祉協議会 榛原事務所（牧之原市静波 172 番地 1）

開設時間：平日 午前9時～午後5時

問合せ先：ささえあいセンター（0548-23-3325）

*詳しくは、市ホームページにてご確認ください。



■住宅の応急修理

日常生活に必要な最小限度の部分を応急的に修理することで元の家に引き続き住み続けるようにすることを目的に行う応急修理費用の一部（上限 73 万 9,000 円。ただし準半壊は 35 万 8,000 円）を支援します。

対象者：罹災証明で「全壊、大規模半壊、中規模半壊、半壊、準半壊」と判定された方
期間：令和8年3月4日までに工事が完了していること

問合せ先：都市住宅課（0548-53-2633）

注意事項：費用は市から修理業者に直接支払い（費用が限度額を超える場合は自己負担）

*詳しくは、市ホームページにてご確認ください。



■借上げ型応急住宅（みなし仮設住宅）

住宅が被災し居住が困難となった方を対象に民間賃貸住宅（アパート、借家等）を借り上げて提供します。

対象者：住宅が全壊、半壊（自宅に居住できない状態）し、居住する住宅がない方
入居期間：最長2年間

問合せ先：都市住宅課（0548-53-2633）

注意事項：家賃等に上限額が設けられています。

応急修理制度と併用する場合は、応急修理の期間が1ヶ月を超えると見込まれる場合のみ対象となります。

*詳しくは、市ホームページにてご確認ください。



市からのお知らせ ②

台風15号に伴う対応について (12月15日以降)

■専門家による『生活なんでも相談』について

罹災証明書の取得後のことや、これからの生活への不安、被災した家をどうするかなど、さまざまな悩み等について、弁護士などの専門家が電話で相談に応じます。

時 間：平日 午前10時～正午、午後1時～午後4時

相談先：静岡県弁護士会 (054-204-1999) ※電話のみ受付

■さがら子生れ温泉会館について

被害に遭われた市民の皆さまは、無料でご利用いただけます。

時 間：午前10時～午後9時

期 間：12月30日(予定)

問合せ先：観光課 (0548-53-2623)

注意事項：利用の際には、被災された旨をお伝えください。

身分証(保険証、運転免許証等)も併せてご提示ください。

罹災証明書について

■罹災証明書、被災届出証明書の申請・交付について

場 所：総合健康福祉センターさざんか1階 社会福祉課

時 間：平日 午前10時～正午、午後1時～午後4時

持 ち 物：【申請の場合】

- ・身分証明書
- ・被害の状況が確認できる写真(住家の全体、被害箇所等)
写真の撮り方は、ホームページにてご確認ください。

【交付の場合】

- ・身分証明書
- ・被害認定調査時に渡された調査済証

※調査済証に記載の交付可能日以降にお越しください。

問合せ先：社会福祉課 (0548-23-0070)

*詳しくは、市ホームページにてご確認ください。



■生活再建支援金の相談・申請について

場 所：総合健康福祉センターさざんか1階 社会福祉課

時 間：平日 午前10時～正午、午後1時～午後4時

持 ち 物：罹災証明書、住民票の写し、預金通帳の写し(世帯主)、身分証明書等

問合せ先：社会福祉課 (0548-23-0070)

*詳しくは、市もしくは公益財団法人都道府県センターのホームページをご確認ください。



■被害を受けた住家の被害認定調査について

罹災証明書を申請された住家について、市が被害認定の調査に伺います。調査の前には、罹災申請書に記載された電話番号へ、市からご連絡します。

問合せ先：税務課 (0548-23-0035)

市からのお知らせ ③

台風15号に伴う対応について (12月15日以降)

■災害見舞金の相談・申請について

場 所：総合健康福祉センターさざんか1階 社会福祉課
時 間：平日 午前10時～正午、午後1時～午後4時
持 ち 物：罹災証明書、預金通帳の写し（世帯主）、身分証明書
問合せ先：社会福祉課（0548-23-0070）

■県災害義援金の支給について

対 象 者：【人的被害】重傷、軽傷
 【物的被害】全壊、大規模半壊、中規模半壊、半壊、準半壊、一部損壊
申請方法：対象者へ市より通知を発送。（軽傷者を除く）
 軽傷者については、市担当窓口へ申請。
問合せ先：社会福祉課（0548-23-0070）

市税・国民健康保険など

■市税・国民健康保険・国民年金・後期高齢者医療保険・介護保険・保育料等の減免などについて

被災内容、被害状況によっては、各制度において減免などの対象となる場合があります。
手続には、罹災証明書が必要となりますので、お早めに申請をお願いします。

問合せ先：税務課 ：23-0035（市税）
 国保年金課：23-0023（国民健康保険・国民年金・後期高齢者医療保険）
 長寿介護課：23-0076（介護保険）
 子ども子育て課：23-0075（保育料）
 市民課：23-0021（各種証明書交付手数料・旅券発給手数料）

*詳細は、各担当部署へお問い合わせください。

公費解体・自費解体制度について

■公費解体・自費解体制度について

災害により損壊した被災家屋等を所有者の申請に基づき、市が所有者に代わって、解体・撤去を行う制度です。罹災証明書、被災証明書で「全壊」の場合は、「解体費」「運搬費」「処分費」が対象となり、「大規模半壊」「中規模半壊」「半壊」の場合は、「運搬費」「処分費」が対象となります。申請相談の受付は、事前予約制です。

相談日：12月23日（火）からの毎週火・木曜日（12月26日～1月7日は休止）

時間・定員：①午前9時30分～午前11時 ②午前11時～午後0時30分
 ③午後1時30分～午後3時 ④午後3時～午後4時30分

※各枠2名まで（1月15日からは各枠3名までに拡大）

事前予約の方法：相談日の7日前までに、市ホームページから予約してください。

会場：牧之原市役所榛原庁舎 西館1階（静波体育館北側）

問合せ先：環境課（0548-53-2609）

*詳しくは、市ホームページにてご確認ください。



市からのお知らせ ④

台風15号に伴う対応について（12月15日以降）

災害ボランティアセンター

場 所：牧之原市社会福祉協議会榛原事務所（牧之原市静波 172 番地 1）

受付時間：午前 9 時～午後 4 時

受付電話：牧之原市社会福祉協議会榛原事務所（ボランティア活動用 080-5813-6136）

活 動 日：12 月 15 日以降は、ニーズがあった場合のみ、土曜日・日曜日のどちらかで実施するため、受付電話にご連絡をお願いします。

問合せ先：牧之原市社会福祉協議会榛原事務所（0548-22-5187）

*詳しくは、災害ボランティアセンターホームページにてご確認ください。



災害ごみ

場 所：清掃センター（さんあーる）、リサイクルセンター

受入日時：月曜日～金曜日：午前 8 時 30 分～正午、午後 1 時～午後 4 時

第 1、第 3 土曜日：午前 8 時 30 分～正午

第 2、第 4 日曜日：午前 8 時 30 分～正午、午後 1 時～午後 3 時

※祝日、振替休日は搬入できません。

注意事項：搬入受付時に「災害ごみ」である旨を必ず申告してください。

受入れができる物を確認のうえ、品目ごとに分別をしてください。

問合せ先：環境課（0548-53-2609）

*詳しくは、市ホームページにてご確認ください。



農業関連

■農林水産業災害対策資金について

被害を受けた農林水産業者の方は経営再建を支援する「災害対策資金」が利用できます。

対象者：農林水産業者

申込期間：9 月 8 日～令和 8 年 3 月 31 日

問合せ先：静岡県経済産業部 農業ビジネス課（054-221-2629）

*詳しくは、県ホームページにてご確認ください。



支援制度等の情報

■各支援制度について

被害の程度ごとに受けられる制度をまとめた『早見表』及び各制度の概要をまとめた『被害者支援に関する各種制度の概要』を作成しました。

配布場所：さざんか

市ホームページにも掲載しています。QR コードからご確認ください。

